

男鹿市規則第 26 号

男鹿市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

男鹿市理容師法施行細則（平成 25 年男鹿市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号。以下「法」という。）の施行に関し、クリーニング業法施行令（昭和 28 年政令第 233 号）及びクリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の様式)</p> <p>第 4 条 次の表の左欄に掲げる法又は施行規則の規定により提出する同表の中欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号。以下「法」という。）の施行に関し、クリーニング業法施行令（昭和 28 年政令第 233 号）及びクリーニング業法施行規則（平成 25 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第 4 条 次の表の左欄に掲げる法及び省令の規定に基づく届出等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。</p>		
関係条項	書類名	様式	法第 5 条第 1 項	クリーニング所開設届 (様式第 2 号)	
法第 5 条第 1 項	クリーニング所開設届出書	様式第 2 号	法第 5 条第 2 項	無店舗取次店営業届 (様式第 3 号)	
法第 5 条第 2 項	無店舗取次店営業届出書	様式第 3 号	法第 5 条第 3 項	クリーニング所開設届出事項 (無店舗取次店営業届出事項) 変更 (廃止) 届 (様式第 4 号)	
法第 5 条第 3 項	クリーニング所開設届出事項変更 (廃止) 届出書	様式第 4 号	法第 5 条の 3 第 2 項	営業者地位承継届 (様式第 5 号)	
法第 5 条の 3 第 2 項	営業者地位承継届出書 (事業譲渡)	様式第 5 号	省令第 2 条の 2 第 2 項	営業者地位承継同意書 (様式第 6 号)	
法第 5 条の 3 第 2 項	営業者地位承継届出書 (相続)	様式第 6 号			

改正後 改正前

項		
法第5条の3第2項	営業者地位承継届出書（合併又は分割）	様式第7号
施行規則第2条の3第2項第2号	営業者地位承継同意書	様式第8号

様式第2号（第4条関係）

クリーニング所開設届

年 月 日

（宛先） 男鹿市長

住所
氏名
年 月 日生
本 籍
電話番号
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、必要書類を添えて届け出ます。

① クリーニング所	名 称	電 話 番 号
	所 在 地	
② 管 理 人 （管理人を置く場合）	氏 名	生年月日
	住 所	（本籍：）
	本 籍	住 所 氏 名 生年月日 登録番号
③ クリーニング師 （同業者、管理人を食む）	面 積	洗 濯 場 仕 上 場 受 取 場
		名 称 脱 水 機 数
④ 構造及び設備の概要	洗 濯 機	あり・なし
	脱 水 機	あり・なし
	その他の設備	
	消毒をする洗濯物を取扱う場合	保管容器 処理済容器 未処理容器 伝染病関係容器
⑤ 開設予定年月日	年 月 日	
⑥ 従 事 者 数		
⑦ 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所に該当する・しない		有・無
⑧ クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うクリーニング所に該当する・しない		有・無

添付書類
 ① 営業施設の構造設備を明らかにする図面
 ② 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無償譲渡次店を営業しているときは表1

様式第2号（第4条関係）

クリーニング所開設届

年 月 日

男鹿市長 様

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおりクリーニング所(取次所)を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により必要書類を添えて届け出ます。

クリーニング所	名 称	電 話
	所 在 地	
営 業 者	氏 名	登録番号
	生年月日	都道府県 第 号
	本 籍	主たる事務所の所在地
管 理 者	法人の名称及び代表者の氏名	
	氏 名	登録番号
	生年月日	都道府県 第 号
クリーニング師	住 所	
	本 籍	氏 名 生年月日 登録番号
構造及び設備の概要	面 積	洗 濯 場 仕 上 場 店 舗
		ラドリー m ² ドライ m ² m ² m ² m ² m ²
	機 械 及 び 器 具	名 称 規 格 数
		保 管 容 器 未 処 理 用 容 器 ・ 処 理 済 用 容 器 ・ 伝 染 病 関 係 容 器
開設予定年月日	年 月 日	
従 事 者 数	人	
洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所の有無		有・無
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うクリーニング所の有無		有・無

添付書類
 1 クリーニング所の平面図(営業施設の部分を朱書きし、業務用の機械及び器具の配置並びに配水関係を明示してください。)
 2 営業者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し及び代表者の資格を証する書類

改正後

改正前

表1

他にクリーニング所・無店舗取次店を営業している場合の書類

クリーニング所又は無店舗取次店の名称	クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所	自動車登録番号若しくは車両番号	従事者数	クリーニング師の氏名	備考

様式第3号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

無店舗取次店営業届出書 年 月 日

(宛先) 男鹿市長

住所 氏名 年 月 日生
本籍 電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、必要書類を添えて届け出ます。

① 無店舗取次店の名称	電話番号
② 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号	
③ 業務用車両の保管場所	
④ 営業区域 (うち主たる営業区域)	
⑤ 営業開始の予定年月日 年 月 日	
⑥ 業務用車両の構造の概要	
⑦ クリーニング師	本籍 住所 氏名 生年月日 登録番号
⑧ 従事者数	

⑨ クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取り扱い無店舗取次店に該当する・しない

添付書類
 (1) 業務用車両の自動車検査証の写し
 (2) 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営業しているときは表1

無店舗取次店営業届 年 月 日

男鹿市長 様

住所 氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により必要書類を添えて届け出ます。

無店舗取次店の名称	
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号	
業務用車両の保管場所	
営業区域 (うち主たる営業区域)	
営業開始の予定年月日 年 月 日	
業務用車両の構造の概要	
営業者	氏名 [法人の名称及び] 代表者の氏名 年 月 日生 [主たる事務所の所在地] 本籍 電話番号
クリーニング師	本籍 住所 氏名 生年月日 登録番号
従事者数	
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取り扱いの有無	有・無

添付書類
 1 業務用車両の自動車検査証の写し
 2 営業者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し及び代表者の資格を証する書類

改正後

改正前

表 1
他にクリーニング所・無店舗取次店を営業している場合の書類

クリーニング所又は無店舗取次店の名称	クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所	自動車登録番号若しくは車両番号	従事者数	クリーニング師の氏名	備考

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

クリーニング所開設届出事項変更(廃止)届出書

年 月 日

(宛先) 男鹿市長

住 所
氏 名
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり変更(廃止)したので、クリーニング業法第 5 条第 3 項の規定により、届け出ます。

- 1 クリーニング所(無店舗取次店)の名称
- 2 クリーニング所の所在地(無店舗取次店の主たる営業区域)
- 3 変更の内容
変更前
変更後
- 4 変更(廃止)の理由
- 5 変更(廃止)の年月日

添付書類

- ① 構造設備の変更の場合にあっては、当該変更後の構造設備を明らかにする図面
- ② クリーニング師の免許を有する従事者の変更の場合にあっては、当該従事者のクリーニング師免許証の写し
- ③ 法人の代表者又は社名の変更の場合にあっては、法人の状況がわかる書類

クリーニング所開設届出事項(無店舗取次店営業届出事項)変更(廃止)届

年 月 日

男鹿市長 様

住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり変更(廃止)したので、クリーニング業法第 5 条第 3 項の規定により届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の主たる営業区域		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変更(廃止)年月日	年 月 日	
変更(廃止)の理由		

備考

- 1 従事者に変更を生じた場合で、その変更に係る従事者がクリーニング師の免許を有するときは、免許証の写しを添付してください。
- 2 クリーニング所の廃止の場合は、当該クリーニング所の確認済証を添付してください。

改正後

様式第5号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

営業者地位承継届出書 (事業譲渡)

年 月 日

(宛先) 男鹿市長

住 所
氏 名
年 月 日生
電話番号
〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

次のとおり営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 クリーニング所(無店舗取次店)の名称
- 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

添付書類
① 営業の譲渡が行われたことを証する書類
② 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営業しているときは表1

表1

他にクリーニング所・無店舗取次店を営業している場合の書類

クリーニング所又は無店舗取次店の名称	クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所	自動車登録番号若しくは車両番号	従事者数	クリーニング師の氏名	備考

改正前

様式第5号 (第4条関係)

その1

営業者地位承継届

年 月 日

男鹿市長 様

住所
氏名
年 月 日生
被相続人との続柄

次のとおり営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 クリーニング所(無店舗取次店)の名称
- 4 クリーニング所の所在地(無店舗取次店の主たる営業区域並びに業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号)

添付書類
1 戸籍謄本
2 営業者地位承継同意書(相続人が2人以上いる場合に限り、)

改正後

様式第6号（第4条関係）

様式第6号（第4条関係）

営業者地位承継届出書（相続）

年 月 日

(宛先) 男鹿市長

生 所

氏 名

年 月 日生

電話番号

被相続人との続柄

次のおり営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、届け出ます。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 クリーニング所(無店舗取次店)の名称
- 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

添付書類

- ① 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- ② 相続人が複数である場合は営業者地位承継同意書（様式第8号）
- ③ 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営業しているときは表1

表1

他にクリーニング所・無店舗取次店を営業している場合の書類

クリーニング所又は無店舗取次店の名称	クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務車両の保管場所	自動車登録番号若しくは車両番号	従事者数	クリーニング師の氏名	備考

改正前

様式第6号（第4条関係）

営業者地位承継同意書

年 月 日

男鹿市長 様

相続人氏名 印

次のおり営業者の地位を承継することに同意します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

備考

相続人氏名の部分は、営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名押印してください。

改正後	改正前
<p>様式第8号（第4条関係）</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>様式第8号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">営業者地位承継同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先） 男鹿市長</p> <p style="text-align: center;">相続人氏名</p> <p>次のとおりクリーニング所（無店舗取次店）の営業者の地位を承継することに同意します。</p> <p>1 被相続人の氏名及び住所</p> <p>2 営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所</p> <p><small>備考 「相続人氏名」には営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が署名又は記名押印してください。</small></p> </div>	
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。